

電気通信大学 平成16年度シラバス

授業科目名	知的所有権		
英文授業科目名	Intellect Property		
開講年度	2004年度	開講年次	4年次
開講学期	7学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	専門科目-専門共通科目-選択科目		
開講学科・専攻	人間コミュニケーション学科		
担当教官名	山川 茂樹(学内連絡教官 由良 憲二)		
居室	山川国際特許事務所		

公開E-Mail	授業関連Webページ
shigeki.yamakawa@nifty.com	

<b>【主題および達成目標】</b>
<p>特許権や商標権、著作権等は知的所有権又は知的財産権と総称される。社会経済環境が大きく変化する今日、我が国は、知的財産の創造、保護および活用を通じて活力ある経済社会を実現する「知的財産立国」を目指そうとしている。</p> <p>知的財産権は、その制度目的や保護対象は多岐にわたる。例えば、特許権や意匠権、商標権等の「産業財産権」は産業上の産業の発達を目的とするのに対し、著作権は学術文化的な創作物の保護を目的とするものである。また、その保護対象も、発明、商品等表示、著作物と様々である。</p> <p>本講座では、各種知的財産権の「保護対象」、「権利の成立」および「権利の性質（保護の内容）」に関する基礎的な理解を身につけて頂きたい。さらに、知的財産に関し、法律の適用を通じて論理的思考を養う機会となれば幸いである。</p>

<b>【前もって履修しておくべき科目】</b>
特許管理

<b>【前もって履修しておくことが望ましい科目】</b>
法学とくに民法、経済学、政治学

<b>【教科書等】</b>
<p>特に指定しない。</p> <p>参考書として例えば次のものがあげられる。</p> <p>高林 龍著「標準特許法」, 有斐閣</p> <p>土肥一史著「知的財産法入門」, 中央経済社</p> <p>小野昌延著「知的所有権 Q &amp; A 100のポイント」, 有斐閣ビジネス</p> <p>吉藤幸朔著・熊谷健一補訂「特許法概説」, 有斐閣</p>

特許庁「工業所有権標準テキスト 特許編」, 発明協会  
特許庁「工業所有権標準テキスト 商標編」, 発明協会  
特許庁編「工業所有権法逐条解説」, 発明協会

【授業内容とその進め方】

前半は下記1乃至3に沿って知的財産制度の概要を解説する。特に特許に関しては、第6学期に開講した「特許管理」で講義した内容を踏まえ、より発展的な内容を取り上げる。後半は学生諸君による研究発表を中心としたゼミ形式をとることも検討中。

単なる法制度の説明に終始することなく、現実の社会経済活動の視点を踏まえた内容となるよう心掛けるつもりである。また、下記4に例示した最近の話題も適宜取り上げたい。

1. 知的所有権の概要
2. 知的創作物の保護を目的とするもの
  - 2.1 特許権
  - 2.2 実用新案権
  - 2.3 意匠権
  - 2.4 著作権
3. 市場の秩序維持を目的とするもの
  - 3.1 商標権
  - 3.2 不正競争防止法
4. 最近の話題から
  - 4.1 職務発明
  - 4.2 真正品の平行輸入
  - 4.3 レコード輸入権

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

出席および学期末の筆記試験の結果により評価する。ただし、ゼミ形式をとった場合には、筆記試験に代えてレポートによる評価を行うことも検討する。

評価にあたっては、主として次の(1)および(2)に基づいて判断する。

(1) 各種知的財産権の「保護対象」、「権利の成立」および「権利の性質(保護の内容)」に関して基礎的な理解がなされているか。

(2) 知的財産法に基づく論理的思考がなされているか。

【オフィスアワー：授業相談】

特に設けない。質問等はメールで受け付ける。

## 電気通信大学 平成16年度シラバス

### 【学生へのメッセージ】

今や知的財産に関する基本的な理解は社会人としての常識となりつつある。限られた時間内ではすべてのトピックを網羅することは不可能であるが、身近な話題を織り込みながら話すつもりである。問題意識を持って積極的に議論に参加していただきたい。

### 【その他】